広報やまこし

発行所
新潟県古志郡
山古志村役場
電話 竹沢局
17 23 78

印刷所
大川印刷所

主な記事
○二十八日は村長選挙と村議補欠選挙
○昭和四十五年度決算公表
○保険料の納め忘れは
○肝っ玉かあさんで勉強
○議会議長に長谷川さん

1月の村の人口

=47年1月末日現在=

世帯数	1,038	
人口	4,450	男 2,200人　女 2,250人
出生 6人 (男1・女5)		死亡 3人 (男0・女3)
1月の住民移動	転入14人 (男6・女8)	転出12人 (男6・女6)

3月28日は村長選挙 村議補欠選挙も同時に

任期満了による村長選挙と、村議会議員の補欠選挙は三月二十一日に告示され、二十八日（火曜日）に投票が行なわれる。このたびの選挙は、わたくしたち村民にとって最も身近な関心の深い選挙だけに、ともすると不明朗な暗い選挙になりかねません。政治のよしあしは選挙で決まります。笑顔で託される〃明るい村政〃を実現するために、みんなで力を合せ、まず、土台となる選挙が明るく正しく行なわれるよう努力しましょう。

あすの幸せを願って……

立候補届は22日まで

村長選挙や村議補選に立候補したり、他人を候補者に推せんしようとする人は、次の点にご留意ください。

○届出の日時
三月二十一日から二十二日までの二日間、時間は午前八時三十分から午後五時まで
※ 受付付けの順序は午前八時三十分前に到着した人はくじで決め、それ以後は到着順に受け付けします。

○受付の場所
山古志村役場

○必要な関係書類
立候補の届け出には次の書類が必要ですから、あらかじめ準備しておかなければなりません。

◆本人届出のとき
1 候補者届
2 供託証明書（村議補選は不要）
3 宣誓書
4 所属政党証明書（無所属のときは不要）
5 戸籍抄本

◆推薦届出のとき
1 候補者推薦届
2 候補者の承諾書
3 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
4 供託証明書＝推薦届出者名簿のもの（村議補選は不要）
5 宣誓書
6 所属政党証明書（無所属は不要）
7 戸籍抄本

○ 届け出に必要な書類のうち、供託証明書、戸籍抄本以外は、選管に準備してありますから、ご利用ください。また、届出関係書類は、告示前にあらかじめ選管から事前審査を受けておくようおすすめします。

おぼいておこう 選挙のあれこれ

選挙運動用に掲示できるポスターの枚数は、候補者一人について村長、村議とも五百枚に決められています。ポスターの大きさは長さ四十二センチ、幅三十センチ以内で、はる前には選管から検印を受けなければなりません。

また、はるときには必ず所有者または居住者の承諾を得なければなりません。もし、承諾なしにはったとき、そのポスターを取りはずすことができます。

国、県、村、電々公社の施設にはポスターをはることができません。

▼……選挙運動用に頒布できる通常はがきの枚数は、候補者一人当たり村長は千五百枚、村議は五百枚です。

はがきは官製、私製のいずれでもよいが、竹沢郵便局で選挙用のスタンプを受けなければなりません。

違反文書　選挙運動期間中に候補者の氏名入りのものを掲示できるものは、運動用ポスター、運動用自動車の看板、選挙事務所や個人演説会場で使う看板や立札、候補者のたすきなどです。また、頒布できるものは選挙運動用はがきに限られ、これ以外の文書類の掲示や配布は禁止されています。

各家庭を訪問して投票を依頼することは、戸別訪問として禁止されています。

また、演説会の開催を戸別にふれ歩くこともできません。たまたま道ばたやバスの中で出合った知人に投票を頼むことは、「個々面接」として許されていますし、電話による投票依頼は自由です。

連呼行為　甲野太郎に投票願います……」などと短い文句を繰り返す連呼行為は、個人演説会や立会演説会、街頭演説などの演説の前後や合い間にできます。

また、走行中の選挙運動用自動車から行なう、いわゆる「流し連呼」は午前七時から午後八時までに限り認められています。

街頭演説　できる時間は午前七時から午後八時までです。演説は必ずとまって、選管が交付した標旗を掲げ、運動員は腕章をつけなければなりません。

道路を歩きながら演説や、走行中の自動車からする、いわゆる「流し演説」は禁止されています。

選挙運動のできない人　国家公務員、地方公務員、教育公務員、選挙事務関係者、警察官、公共権停止中の人、二十歳未満の人

選挙事務所や個人演説会場で使う看板や立札、候補者のたすきなどです。また、頒布できるものは選挙運動用はがきに限られ、これ以外の文書類の掲示や配布は禁止されています。

各家庭を訪問して投票を依頼することは、戸別訪問として禁止されています。

また、演説会の開催を戸別にふれ歩くこともできません。たまたま道ばたやバスの中で出合った知人に投票を頼むことは、「個々面接」として許されていますし、電話による投票依頼は自由です。

連呼行為　甲野太郎に投票願います……」などと短い文句を繰り返す連呼行為は、個人演説会や立会演説会、街頭演説などの演説の前後や合い間にできます。

また、走行中の選挙運動用自動車から行なう、いわゆる「流し連呼」は午前七時から午後八時までに限り認められています。

街頭演説　できる時間は午前七時から午後八時までです。演説は必ずとまって、選管が交付した標旗を掲げ、運動員は腕章をつけなければなりません。

道路を歩きながら演説や、走行中の自動車からする、いわゆる「流し演説」は禁止されています。

選挙運動のできない人　国家公務員、地方公務員、教育公務員、選挙事務関係者、警察官、公共権停止中の人、二十歳未満の人

選管が交付した標旗を掲げ、運動員は腕章をつけなければなりません。

道路を歩きながら演説や、走行中の自動車からする、いわゆる「流し演説」は禁止されています。

選挙運動のできない人　国家公務員、地方公務員、教育公務員、選挙事務関係者、警察官、公共権停止中の人、二十歳未満の人

選挙の執行日程

3月21日（火）	選挙期日の告示
3月22日（水）	立候補届出開始 立候補届出締切
	立会演説会参加申出締切（村長選挙のみ）
3月25日（土）	立会演説会　10時　種苧原中 3時　池谷中
	選挙立会人届出締切
3月26日（日）	立会演説会　10時　梶木小 3時　竹沢小
3月27日（月）	立会演説会　10時 不在者投票最終日
3月28日（火）	投票日　午前7時～午後6時 選挙会（開票）午後7時30分
3月30日（木）	当選証書交付

告示 21日

選挙運動のいろいろ

選挙運動のできる期間は選挙事務所や個人演説会場で使う看板や立札、候補者のたすきなどです。また、頒布できるものは選挙運動用はがきに限られ、これ以外の文書類の掲示や配布は禁止されています。

各家庭を訪問して投票を依頼することは、戸別訪問として禁止されています。

また、演説会の開催を戸別にふれ歩くこともできません。たまたま道ばたやバスの中で出合った知人に投票を頼むことは、「個々面接」として許されていますし、電話による投票依頼は自由です。

連呼行為　甲野太郎に投票願います……」などと短い文句を繰り返す連呼行為は、個人演説会や立会演説会、街頭演説などの演説の前後や合い間にできます。

また、走行中の選挙運動用自動車から行なう、いわゆる「流し連呼」は午前七時から午後八時までに限り認められています。

街頭演説　できる時間は午前七時から午後八時までです。演説は必ずとまって、選管が交付した標旗を掲げ、運動員は腕章をつけなければなりません。

道路を歩きながら演説や、走行中の自動車からする、いわゆる「流し演説」は禁止されています。

選挙運動のできない人　国家公務員、地方公務員、教育公務員、選挙事務関係者、警察官、公共権停止中の人、二十歳未満の人

立会演説会は25日から

村長選挙の公営立会演説会は、村選管の主催により次の五会場で開かれます。候補者の政見を知るに最もよい機会です。お誘いあわせ多数お集りください。

なお、各候補者の演説時間は一人三十分となっています。

三月二十五日
午前7時　種苧原中学校
午後3時　池谷小学校
三月二十六日
午前7時　梶木小学校
午後3時　竹沢小学校
三月二十七日
午前7時　虫亀小学校

責任ある一票を

村選挙管理委員長　酒井富栄

有権者のみなさん、三月二十八日は村長選挙と村議会議員の補欠選挙がおこなわれます。

村政はわたくしたち村民のものであり、村政の主権者は有権者一人一人であります。

選挙は有権者一人一人の投票の積み重ねであります。

よしあしはつきつめてみれば、それを行なう者を選んだわたくしたち村民のものです。

このように選挙はとても重要な意味を持つのであります。有権者各々がこのことを深く認識し、いっさいの情実やいんねんを断ち切り、村政の主人公として、あくまでも自分の判断による侮のない一票を投じられるとともに、明るく正しい選挙の実現を心から切望します。

〃肝っ玉かあさん〃で勉強 種苧原婦人学級で話し合い

種苧原地区公民館では新しい試みとして、婦人学級の教材にテレビドラマを取り入れて、話し合いに効果をあげています。第一回めの二月三日は〃肝っ玉かあさん〃をテーマに選び、約七十人の主婦のみなさんが集まりました。はじめは人前で話すことに戸惑いを感じながらも、司会者のリードで次第に興に乗り、活発な意見交換が展開されました。

あらかじめテレビを見て感想などをメモしておき、それをもとに話し合うものですが、話題はやはり番組に登場するさまざまな人たちや、それが織りなす複雑な人間関係を、お互いに身近な問題と比べながらの話し合いが中心となっています。

話し合う肝っ玉かあさんたち

特に山岡久乃のふんする清田家のスローモーなお母さんぶりに話題が集まり、「家庭では、だれかひとり…」や「主婦も若いうちに」などがあるようなバカな役を引き受けることによって、家族関係が円満にゆくのだ…」また「いまから自分の将来の設計を考えてみよう…」などなど、建設的な意見も出ました。集まった多くの人たちは、いままでただぼんやりと見ていたテレビを、見かたによっては他人の前で自分の意見を発表する勇気がつく……など、めいめいがこれからはもっと〃勉強しなくっちゃ〃と、うなずいていました。

次回のテーマは「ふまわりの道」が予定されています。

民娘だより

自分自身のことを考えて勉強しないと、子どもが成長してしまった後は余暇の過ごかたも知らない、時代おくれの人間になってしまう。

よっぱらい運転追放！

ゼロをめざして 地区安全協会で活動

竹沢、東竹沢、南平地区交通安全協会（小川武重会長）では、活動の一環として、このほど「交通安全標語」を作り、各戸に配付しました。

標語は竹沢小学校の児童が応募したもののなかから、次の五点が選ばれ印刷されています。

交通安全標語

◆よっぱらって　うちにくるな　さけのみうんてんじこのもと
二年　小池　明夫

◆わたしは正しいあるき方　かあさん正しいうんてん
三年　星野　久子

◆まがりかどスピードださずに安全うんてん
五年　星野　茂子

◆あわてるな　あとちょっと待てば　わたれるぞ
六年　星野　良弘

◆事故一回　けが一生
六年　高野　実

これから雪消えとともに冬民シーズンが来ます。自動車も目をさまし、にわかに交通量が多くなります。新しく小学校や保育所にはいった子どもたちも通ります。

この子どもたちも切なるお願いを胸にして、ことしこそ事故ゼロで過しましょう。

お宅にも郵便受箱を

郵便物を配達するときに郵便受箱がないと留守のときや玄関が締め切ってあるときなど、局では大変困ります。大切な郵便物をなくしたり、よごしたりしないために郵便局では「郵便受箱」を備えてほしいと呼びかけています。

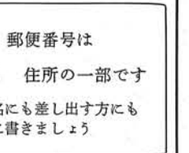

やめよう！犬の放し飼い

犬の放し飼いや捨て犬がまだまだ多いために、飼い主の注意が望まれています。

昭和四十五年に施行された県犬取締条例では、放し飼いや捨て犬をきびしく禁止しています。しかしながら依然として、一般の人たちから多くの苦情が寄せられています。

県条例には飼い主の心構えや義務などを定めています。これに違反する告発されゝ、きびしく罰せられますからご注意ください。

飼い犬は常につないで飼い、不要な犬は無断で捨てないで役場にご連絡ください。

また「一般村民も被害を受けたり、被害を受ける恐れがあると知ったときは、すぐご連絡ください。

国民年金

保険料の納め忘れは 保険料の特例納付制度で 期限は六月三十日まで

国民年金は保険料を納めないでいると、年金をもらうとき納めた人よりも、もらう金額は少なくなります。

また、いままでは保険料を納めなかった時期が、二年を過ぎると時効になり、さかのぼって納めたくても納めることができませんでした。しかし、納められなかった昔の保険料も、いまでは納められるようになり将来満額の年金をもらいたいという人の気持をくんでこのほど期限つきで「特例納付制度」ができました。

このため、未納の保険料を昔にさかのぼって納めることができるわけです。

この特例による保険料の納める期限は、ことし六月三十日までです。ただし、それまでに六十五歳になる人は、六十五歳になる日の前の月が期限になります。

また、納める保険料は未納期間一か月につき四百五十円です。

対象者は……

この特例納付制度の対象者は、次の二つに当てはまる人です。

① 国民年金加入者で、過去に一部の未納期間があった人。

② かって国民年金加入者であったが、ある時期から保険料を納めていない人。

③ まだ国民年金に加入していない人も、加入手続きをとって、過去にさかのぼって納めることができます。

これが最後のチャンス

この制度は、過去に保険料を納めないでいたため、老令年金を受ける資格を失う人、また、老令年金を受けても保険料を納めない期間があったために、低い額の老令年金しか受けられない人を救う目的で設けられた制度です。

そんな人にとっては、これが受給権を確保する最後のチャンスです。

▼……国民年金に関するお問い合せは、役場住民課に遠慮なくどうぞ……。

議長に長谷川さん

臨時村議会は二月二十一日に開かれ、議長の渡辺佛三さんが議員を辞職したことにともない、後任の議長選挙を行なった結果、長谷川久松さん（写真）を新しい議長に選びました。長谷川さんは種苧原の出身で四十九歳です。

また、議員補欠選挙も村議選挙と同じように、記号式投票に関する条例の一部改正案を原案どおり可決して同日閉会しました。

耕うんは安い軽油で 免税申請は四月十五日まで

軽油を買うと一リットルにつき十五円の軽油引取税（県税）が代金に含まれて徴収されますが、耕うん機に使用する軽油は、申請により免税となり、税金のかからない安い軽油を買うことができます。ことしも次のように免税申請を受け付けていますので、安い燃料で耕作に励みましょう。

受付期限　四月十五日

場所　税務課

申請には次のような書類やミトメが必要ですから、ご用意ください。

◎去年に引き続いて申請する人
イ 免税軽油使用者証
ロ 耕作面積証明書
ハ 機械を備えたときはその機械の納品書または売買契約書
ニ 印鑑

◎新たに申請する人
イ 購入した機械の納品書または売買契約書
ロ 耕作面積証明書
ハ 印鑑

◎共同で申請する人
①機械を共同で使用する場合＝去年に引き続き申請する人も、新たに申請する人も、それぞれ前記の書類と、共同使用者全員の印鑑が必要です。

②機械を個人が所有し、代表者を定めて申請する場合
イ 各個人の免税軽油使用者証
ロ 各個人の耕作面積証明書
ハ 全員の印鑑

ファイトある若人を… 自衛官募集中

役場総務課に相談ください

知らせ

提出し、住民基本台帳の登録手続きをしなければなりません。この手続きは、他の市町村から山古志村に転入したときも同様です。

これらの手続きを怠ると、国保、年金、選挙、予防接種、教育など住民生活に欠くことのできない面に不利益を受けることがありますから、ご注意ください。（住民課）

◆転居届は郵便局にも

転出などで住所が変わるかたは、郵便局にも転居届をしてください。旧住所あてにきた郵便物は一年間だけ新住所に転送します。

転居届の用紙は局に備えてありますが、次の事項が記入されていれば、便せんに書いてポストに入れてもけっこうです（切手は不要です）

①届出人の氏名印　②旧住所　③新住所　④転居者の氏名　⑤いつから新住所に転送してもらいたかその月日（郵便局）

新校舎で挙行

山古志中の卒業式

山古志中学校では四月の開校を待たず、新装なった統合校舎から八十五人の生徒を送り出します。

卒業式の日時は三月十五日午前十時です。

なお、ことし中学校を卒業する生徒は、種苧原中合わせて百三十四人（男六十一人、女七十三人）です。

（教育委員会）

忘れていませんか……

今月は、税金の申告月です。所得税の確定申告、事業税・村民税の申告などもお済みですか……。まだ、申告していないかたは三月十五日までにお出しください。期限を過ぎると不利になることがあります。

所得税の確定申告をしたかたは、事業税や村民税の申告は必要ありません。

（税務課）

児童手当は六月に支払います

一月からはじまった児童手当は、年三回に分けて支給されますが、その支払日が「六月」に決りました。

この結果、支払日は六月、十月六日、二月六日の三回となります。

ただし、ことしの一月分と二月分は今月六日に支払いますから、ミトメを持参して役場（出張所）においでください。（住民課）

◆固定資産課税台帳は二十日までお見せします

固定資産税を決める元になる、固定資産課税台帳を、次のとおり一般にお見せします。

ところ　役場税務課

とき　三月一日から三月二十日まで

これは個人個人の固定資産税を決定するについて、その基礎となる固定資産の評価格などを公開し、納得のいく税金にしようとするものです。

もし、自分の土地や家屋の評価格などに不服のあるかたは、三月三十日までに固定資産評価審査委員会（税務課内）に審査の申し立てをしてください。（税務課）

◆転出前にます届け出を 三月は異動の時期

三月、四月は進学、就職、転勤のシーズンです。それに出かけるかたが加わり、人の動きが激しくなります。

そこで忘れてならないのが〃転入（出）届〃です。

転出するかたは、あらかじめ役場や出張所の窓口で転出予定年月日、転出先などを申し出て、転出証明書の交付を受けてください。

そのときは印鑑や国保の保険証もお忘れなく。

交付を受けた転出証明書は、転出後十四日以内に新しい住所地の市町村役場に提出し、住民基本台帳の登録手続きをしなければなりません。この手続きは、他の市町村から山古志村に転入したときも同様です。

これらの手続きを怠ると、国保、年金、選挙、予防接種、教育など住民生活に欠くことのできない面に不利益を受けることがありますから、ご注意ください。（住民課）

◆転居届は郵便局にも

転出などで住所が変わるかたは、郵便局にも転居届をしてください。旧住所あてにきた郵便物は一年間だけ新住所に転送します。

転居届の用紙は局に備えてありますが、次の事項が記入されていれば、便せんに書いてポストに入れてもけっこうです（切手は不要です）

①届出人の氏名印　②旧住所　③新住所　④転居者の氏名　⑤いつから新住所に転送してもらいたかその月日（郵便局）

新校舎で挙行

山古志中の卒業式

山古志中学校では四月の開校を待たず、新装なった統合校舎から八十五人の生徒を送り出します。

卒業式の日時は三月十五日午前十時です。

なお、ことし中学校を卒業する生徒は、種苧原中合わせて百三十四人（男六十一人、女七十三人）です。

（教育委員会）

忘れていませんか……

今月は、税金の申告月です。所得税の確定申告、事業税・村民税の申告などもお済みですか……。まだ、申告していないかたは三月十五日までにお出しください。期限を過ぎると不利になることがあります。

所得税の確定申告をしたかたは、事業税や村民税の申告は必要ありません。

（税務課）

山古志よもやま

二十村の盆おどり　佐野重夫

大蔵の一つの餓鬼道（がきどう）におちて倒懸（とうけい）の苦しみを受ている人を救う御利益のあるお地蔵さまが、この頃、浄土宗の始祖たる空也（くうや）上人が、大衆の苦難を救う念願から念仏を唱えながら各地を巡歴した。その念仏の有難さに「ナマダーナンダー」と一般民民がついて歩くことから念仏踊が生れた。其後同じく浄土宗に一遍（いっぺん）上人という豪い坊さんが「雨乞踊」を生み出した。そうした踊がいろいろに変化しながら、全国津々浦々に拡がった。今の盆踊となったと言う説。仏教伝来からすっと千三百年余を経てきたこの今日、いづれがアヤマルかキッパタかは不明である。（つづく）

足の踏むところを知らず終夜踊ったといわれたことから、この盆踊が起ったとする説が生れた。

いま一つの説は、今より約一千余年の昔を延喜（えんき）の時代と呼ん。有名な菅原道真が九州の太宰府へ流された年代であるこの頃、浄土宗の始祖たる空也（こうや）上人が、大衆の苦難を救う念願から念仏を唱えながら各地を巡歴した。その念仏の有難さに「ナマダーナンダー」と一般民民がついて歩くことから念仏踊が生れた。其後同じく浄土宗に一遍（いっぺん）上人という豪い坊さんが「雨乞踊」を生み出した。そうした踊がいろいろに変化しながら、全国津々浦々に拡がった。今の盆踊となったと言う説。仏教伝来からすっと千三百年余を経てきたこの今日、いづれがアヤマルかキッパタかは不明である。（つづく）

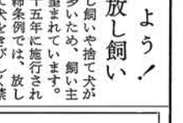

昭和45年度

村の家計簿を公表します

山古志村告示　第2号

地方自治法第233条第5項の規定により昭和45年度の山古志村決算状況を、次のように公表します。

昭和47年3月1日

山古志村長　佐藤　久

税金はこのように使いました

45年度決算の概要

二億四千万円を使用

黒字は千六百万円

昭和四十五年度の一般会計と診療所特別会計を合わせた普通会計予算は、当初一億八千八百三十四万円でスタートし、その後、数回の補正を行なった結果、最終的には二億六千四百八十七万円になりました。これは四十四年度に比べ四千八十五万円多くなっています。

この予算に対して、収入済額は二億五千四百三十万円、支出済額は二億三千五百六十九万円で、ほぼ計画どおりにしごとを進めることができました。

そして、ムダな経費をできるだけ節約し、健全財政の維持につとめた結果、事業繰り越し分を除き実質収支で、千六百三十六万円の黒字となりました。

投資的経費に六千七百万円

建設事業などの投資的経費は支出全体の二八%に当たる六千六百九十七万円で、四十四年度に比べ四百九十八万円多く使いました。これら四十五年度に実施した主な建設事業などは別記のとおりです。

いっぽう、消費的な経費である職員給与や議員、委員等の報酬など人件費は、前の年より千五百二十五万円多い八千百六十九万円で、支出全体の三五%（前年度は三二%）に当たります。

また、旅費、賃金、備品購入費、食糧費、消耗品費など物件費といわれる経費は、支出全体の一九%に当たる四千五百四十四万円で、前年度より六百二十万円ふえています。

このように人件費や物件費をはじめ、道路や建物の維持補修費、各種補助金など、いわゆる消費的な面に使われたお金は支出全体の六三%になっていることを反省し、いっそう経費の節約と予算の効果的な使用に努力しなければならないと考えています。

使ったお金を目的別にみると

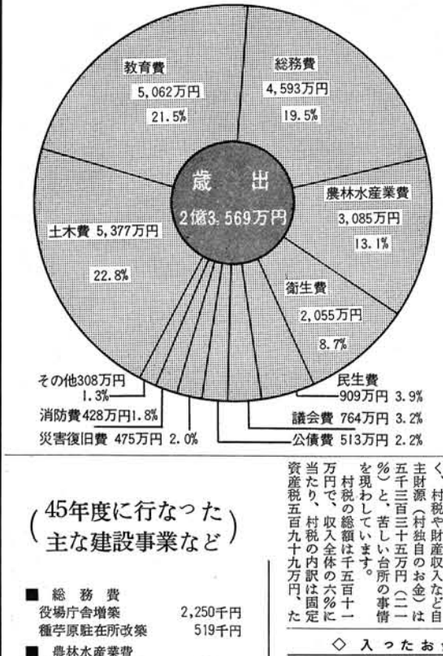

◇ 使ったお金を性質別にみると

	決算額	構成比	住民1人当たり
	千円	%	円
人件費	81,688	34.7	18,373
物件費	45,437	19.3	10,220
維持補修費	8,399	3.6	1,889
扶助費	1,500	0.6	337
補助費等	11,938	5.1	2,685
公債費	5,128	2.2	1,153
積立金	13,401	5.7	3,014
投資出資金	430	0.1	97
繰出金	800	0.3	180
普通建設事業費	62,219	26.4	13,994
災害復旧事業費	4,753	2.0	1,069
計	235,693	100.0	53,012

自主財源は5,300万円

いっぽう収入では、地方交付税が一億四千九百二十七万円で、収入全体の五九%を占め、財政の柱となっています。

次いで国・県補助金二千八百五十六万円（一一%）村債（借金）千九百十万円（八%）などと国や県に依存する財源が多く、村税や財産収入など自主財源（村はいわゆる自主財源のお金）は五千三百三十五万円（二一%）と、苦しい台所の事情を現わしています。

村税の総額は千五百十一万円で、収入全体の六%に当たり、村税の内訳は固定資産税五百九十九万円、たばこ消費税四百六十三万円、村民税二百三十二万円などの順となっています。

村税の収入率は、みなさんのご協力によって前年並みの九九・四%の成績をあげることができました。今後とも格段のご協力をお願いします。

◇ 入ったお金の内訳

	決算額	構成比	住民1人当たり
	千円	%	円
村税	15,109	5.9	3,398
自動車取得税交付金	3,034	1.2	682
地方交付税	149,273	58.7	33,575
分担金・寄付金	970	0.4	218
使用料・手数料	13,461	5.3	3,028
国庫支出金	7,557	3.0	1,700
県支出金	21,007	8.3	4,725
財産収入	6,111	2.4	1,374
繰入金	1,300	0.5	292
繰越金	10,894	4.3	2,450
諸収入	6,479	2.5	1,457
村債	19,100	7.5	4,296
計	254,295	100.0	57,196

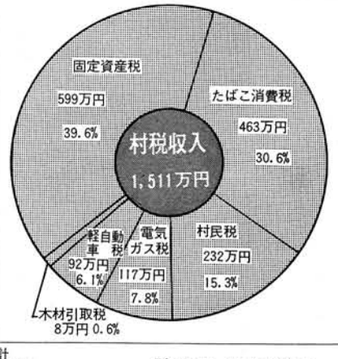

村民税は二三〇万円

税金の内容は……

村債（村が大きな事業をするとき国から借りる金）は、昭和四十四年度末で四千三百七十三万円でしたが、四十五年度中に撫木橋や山中橋の掛け替え、統合中学校敷地造成、錦鯉指導研修所の建設などのため、新たに千九百十万円を借り入れました。

しかし、その後、いままで借り入れた分を五百十三万円（うち利子二百八万円）返済しましたので、差し引き一億二千九百十七万円となりました。

借金は村民一人一二、九〇〇円

中学校敷地造成、錦鯉指導研修所の建設などのため、新たに千九百十万円を借り入れました。

これは、村民一人当たり一万二千九百七十八円の借金をしていることになります。

昭和四十五年度末現在の借金は四十五年度末現在の借金円、支出済額は二億三千五百六十九万円で、ほぼ計画どおりにしごとを進めることができました。

国民健康保険特別会計

昭和四十五年度の国保会計の収支状況は、歳入総額四千七百八十万円、歳出総額は四千四百三十五万円で、差し引き三百四十五万円の黒字となっています。

しかし、この黒字繰り越し額は見かけの数字で、このうち百七万円は四十六年度に国に返しますので、実際の繰り越し額は二百三十八万円となります。

このようなことがどうしておきるかといいますと、医療費総額の四割が国から交付されることになっていますが、事務手続きの関係上、四月から十二月までの実績によって概算により仮交付されるため、その過不足分を翌年度に精算することになるわけです。このように返還金が生じたことは、冬期間の医療費が例年に比べて少なかったことを示しています。

なお、年度終了後、黒字のうちから七十万円を拠出して、今後の赤字に備えることにしています。これで基金の総額は百七十八万円になりました。

◇ 入ったお金

	決算額	構成比	被保険者1人当り
	千円	%	円
保険料	10,281	21.5	2,657
使用料手数料	1	0	0
国庫支出金	34,847	72.9	9,007
県支出金	9	0	2
財産収入	101	0.2	26
繰入金	800	1.7	207
繰越金	1,715	3.6	443
諸収入	45	0.1	12
計	47,799	100.0	12,354

◇ 使ったお金

	決算額	構成比	被保険者1人当り
	千円	%	円
総務費	2,264	5.1	585
療養給付費	40,329	90.9	10,424
保健施設費	1,600	3.6	414
基金積立金	83	0.2	21
公債費	71	0.2	18
諸支出金	5	0	1
計	44,352	100.0	11,463

※　被保険者は3,869人です。

医療費と保険料の割合や収支等の関係

年度	保険料賦課総額(A)	医療費総額	割合 (A)÷(B)	一般会計繰入金	実質収支残	療養給付準備基金
	千円	千円 (B)	%	千円	千円	千円
41	5,593	30,033	18.6	1,000	△1,326	△1,203
42	7,727	31,847	24.3	800	917	200
43	8,637	37,731	22.9	1,000	1,527	550
44	10,396	44,464	23.4	600	2,164	1,000
45	11,707	56,618	20.7	800	2,374	1,783

45年度に行なった主な建設事業など

■ 総務費
- 役場庁舎増築　2,250千円
- 種苧原駐在所改築　519千円

■ 農林水産業費
- 錦鯉指導研修所建設　8,810千円
- 宣峠展望台建設　2,676千円

■ 土木費
- 油夫・山中線改良　8,884千円
- 虫亀・間内平線改良　8,508千円
- 檜木橋掛け替え　4,964千円
- 山中橋掛け替え　4,418千円
- 大内・山中線改良　1,608千円
- 木籠・梶金線改良　799千円
- ロータリー車購入　8,700千円
- ジープ購入　1,260千円
- 雪上車購入　2,451千円
- 小型雪上車購入　438千円

■ 消防費
- 消防ポンプ3台購入　1,331千円
- 器具置場建設　398千円

■ 教育費
- 虫亀校完全給食施設　1,411千円
- 統合中学校用地取得　3,327千円
- 池谷校改造排水工事　373千円
- 虫亀校便所改築　348千円

■ 災害復旧費
- 農地農業用施設復旧　3,263千円
- 村道復旧　1,879千円

財産はこれだけ

（46.3.31現在）

土地	
宅地	5万3,397㎡
山林	56万1,883㎡
原野	2万1,572㎡
建物	1万4,162㎡
基金	
財政調整基金	2,825万円
学校建築準備基金	2,813万円
機械購入準備基金	257万円
その他の基金	234万円
出資金	
錦鯉公社出資金	40万円
農業信用基金出資金	32万円
その他の出資金	20万円

村長・村議も記号式投票

○印以外を書くと無効

不在者投票は自書式で

三月二十八日の選挙は、村長選挙も村議補選も記号式投票で行なわれます。

村長選挙の記号式投票はすでに昭和三十九年の選挙からで、今回の選挙で三回めになりますが、ことしはとくに村議の補欠選挙が同時に行なわれるため、記号式と自書式では投票する際に混乱が生じますので、村議の選挙についても補欠選挙に限り、今回から記号式投票にすることに、二月の臨時議会で決まりました。

▼……記号式投票は①投票が簡単、②ヒミツが守られる、③開票が早い、④無効票や疑問票が少なくなる……など、良い点があります。

▼……この記号式投票制度は、不在者投票と盲人の点字投票は除かれますので、これらの投票は、候補者の氏名を選挙人がみずから記載して投票する、いままでの方法がとられます。

以下説明することがらをよくご理解いただき、大切な一票をムダにしないようご協力ください。

また、投票日が近ずいたら、これをいま一回読み返えしてください。

記号式の投票用紙

記号式の投票用紙には村長選挙も村議補選の場合も「例図二」のように、候補者の氏名が印刷されています。また、印刷する候補者の氏名の順序は、立候補届締め切り後、選管がくじによって決めます。

○印はハッキリと

記号式投票では、○印以外のもの、例えば×、△、文字などを書くと、せっかく投票しても無効になります（例図二）。二人以上の候補者に○をつけると、これも無効になります。じゅうぶん注意して投票してください。

もし、まちがって○をつけたときは、まちがってつけた○を二本の線で⊖のように、はっきりと消して、正しい方に○をつけてください。

また、投票用紙を書き損じたり切らしたりしたときは、新しい投票用紙と取り替えてもらうこともできます。

（例図1）　**記号式の投票用紙**（候補者2人の例）

山古志村何々選挙投票　村選管の印

注意

一、投票しようとする候補者一人について、その氏名の上の○をつける欄に○をつけること。

二、○のほかは何も書かないこと。

○をつける欄	候補者氏名
甲	甲野太郎
乙	野次郎

こんな投票は無効です！

（例図2）

もし、まちがったときは、はっきりと訂正するか、投票用紙を交換してもらいましょう。

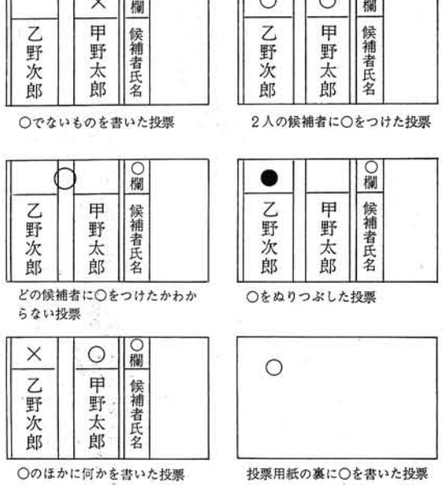

「投票できる人」「立候補できる人」

このたびの選挙で、投票できる人と立候補できる人は、次のとおりです。

▽投票できる人（選挙権）

三月二十八日の投票日までに満二十歳に達し、年三月二十九日までに生れ、四十六年十二月十九日以前に住民登録がしてある人です。

▽立候補できる人（被選挙権）

右の選挙権がある人で投票日現在で満二十五歳以上の人は村議選に立候補できます。

村長選挙には右の選挙権に関係なく、二十五歳以上の人が立候補できます。

選挙の当日、次のような理由のため、投票所で投票できない見込みの人は、あらかじめ不在者投票をすることができます。

なお、投票所でする投票は○印をつける記号式ですが、不在者投票は自分で候補者の氏名を書く自書式です。

① 自分の属する投票区以外の部落でしごと中の人例えば、第七投票区（桂谷）の人が第五投票区の二丁野でしごと中など。（役場と出張所で投票できます）

② 山古志村以外の市町村でしごと中や旅行、滞在中の人（役場と出張所のほか、出かせぎ先や旅行先の市区町村役場で投票できます）

③ 病気やケガ、老衰、出産などで、歩くことが困難な人（役場と出張所のほか病院でも投票できますが、自宅ではできません）

投票の期間と場所

不在者投票は21日から

出かせぎ者は告示前に請求を

不在者投票ができるのは、本人の請求によって出かせぎ先、旅行先で不在者投票ができます。

投票の方法は本人の請求により、こちらから郵送する投票用紙を用いて、現在地の市区町村役場で投票します。投票はそこの選挙管理委員会が直接、山古村選管あてに郵送してくれることになっています。

このように、投票用紙の請求→送付→投票→返送と日数がかかるため、告示になってからでは投票日にまにあわない心配があります。

ですので、請求手続きは告示前に済せておいた方が安全でしょう。

告示前に請求をした人には告示の日（二十一日）に投票用紙を発送します。

▼……請求に必要な用紙や説明書は、役場と出張所に備えてありますからご利用ください。

入院中の人は……

すでに病院に入院中の人は、病院でも投票できますから、その旨を院長に申し出てください。投票用紙の請求手続きは病院が患者に代ってしてくれることになっています。

投票は病院の指示に従ってしてください。

▼……投票できる病院は小千谷、魚沼、長岡中央、長岡日赤、悠久荘、小出病院……など、県選管が指定した病院に限られます。

期間　三月二十一日から二十七日まで、土曜日、日曜日でも投票できます。

時間　午前八時三十分から午後五時まで

場所　山古志村役場と各出張所

このため宣誓書の用紙は準備してありますから、ミトメだけ持っておいでください。

出かせぎ中の人は……

すでに出かせぎや旅行中の人は、本人の請求によって出かせぎ先、旅行先で不在者投票ができます。

投票の方法は本人の請求により、こちらから郵送する投票用紙を用いて、現在地の市区町村役場で投票しえないことを誓います」という本人の「宣誓書」のみで投票できるようになっています。

「○印は一つだけ」

投票所でお渡しする投票用紙には、すでに候補者の氏名が印刷されていますので、そのうち自分が投票しようと思う候補者一人について、○印をつけて投票します。

○印を書く場所は、投票用紙の候補者氏名の上の「○をつける欄」です。

○を書く鉛筆は投票所に備えてあります。

選挙に関するご用は選挙管理委員会にどうぞ……

選挙事務室：役場2階

直通電話（竹沢）78

ヒミツは守られます

村長選挙と村議補選が同時に行なわれるため、投票の記載をまちがわないように、異った色の投票用紙を使います。

村長は「白地に黒一」で印刷し、村議は「白地に赤」で印刷してあります。

また、投票する順序は、村長選挙の投票を先にし、次に村議補選の投票をします。

文盲や身体の故障のため自分で投票が書けない人には、投票所でその旨を申し出れば、投票管理者の指定した人から、代りに書いてもらって投票することができます。こんなときも、代筆した人や、それに立会った人は、投票の秘密を守るよう法律で決められています。
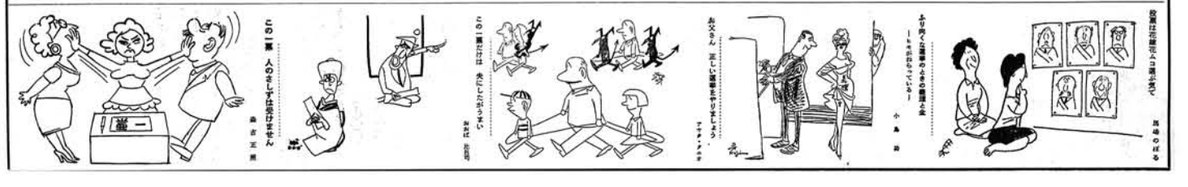
選挙は、投票する人が自由な気持で投票できるよう、選挙人の秘密を守ることに細かく気が配られています。投票するときも、開票するときにも厳格な方法がとられていますので、あなたが誰に投票したかはまったくわかりません。安心して投票してください。